

別 記

宍粟市手話施策推進方針アクションプラン(案)

令和6年～令和10年

施策1:手話に対する理解及び手話の普及を図るための事項

施策の方向性	手話教室を主として、目的や対象に応じた実施方法、プログラムを整備するとともに、市民に対して手話やろう者への理解を広く深めるための機会を創出する。
--------	--

現状と課題	施策の展開	5年間の目標	具体的な取組
① 市内において、手話への理解を広げるため、小中学校園所において手話教室の実施を継続している。	<p>①早い段階から手話に触れる機会をつくり、手話や手話を必要とする方への理解を深めるため、市内小中学校園所で実施する手話教室の更なる充実を図る。</p> <p>②必要性の高い学校※については、複数回のプログラムでの実施について調整を継続する。</p>	<p>①市内小中学園所での教室を継続的に、全校園所での実施を図る。</p> <p>②複数回講座の実施など、実情に応じたプログラムで手話教室を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・未実施校への学校訪問による説明 ・手話教室実施について手話教室講師派遣運営委員会等と調整継続 ・多言語学習としての授業
② 市民が更に聴覚障がいや手話への認識を深める取り組みを継続する必要がある。	<p>①手話を身近に感じ理解を深める機会を作るための、手話に関するイベント等の計画、その必要性について検証。</p> <p>②既存のイベントを活用し、普及、啓発を図る。</p>	<p>①イベント内容等について協議し、開催について検討し、実施を目指す。</p> <p>②手話啓発ブースを出店し、市内イベント参加者へ普及、啓発を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ろうあ協会、手話サークル連絡会との調整、協力要請 ・啓発ブースでの内容検討、啓発物の作成等
③ 市内の商店や事業所が手話を学ぶための手話教室を実施しているが、まだまだ浸透していない。	<p>①聞こえない人や手話への理解を進めるため、市内事業所に対して手話教室を実施する。</p> <p>②手話施策の啓発に取り組む事業所を醸成する。</p>	<p>①医療機関、消防署等での手話教室の開催。</p> <p>②ろう者のよく利用する市内の店舗で手話教室を開催する。</p> <p>③市内20か所の受講を目指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者対象手話教室の周知・開催 ・未実施事業者への啓発 ・実施事業者にステッカー、認定証の配布
④ 手話教室受講後の学習意欲を維持する必要がある。	<p>児童向け</p> <p>①長期休暇時の手話教室の開催</p> <p>一般向け</p> <p>①手話サークル、手話奉仕員養成講座の紹介</p> <p>②手話検定開催の継続</p> <p>教職員向け</p> <p>①希望学校での教職員向けの手話教室開催</p>	<p>①長期休暇時に手話教室を開催し、手話に接する機会を増やし、学習意欲を高める。</p> <p>②手話検定の受検取りまとめを行い、中央市会場で手話検定の開催を継続する。</p> <p>③希望学校で教職員向けの手話教室を開催し、手話や聴覚障がいのある人への理解を深める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教室開催の調整 ・受検申込・取りまとめ(広報等)

※必要性の高い学校:聴覚に障がいのある児童が在籍している学校(軽中度難聴児を含める)

施策	年度	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年
	① 市内公立小中学校園所で手話教室を実施		未実施校での実施勸奨(各年度4校園所程度)			
		市内小中学校園所で継続的な実施(令和10年時点で市内全校園所で実施)				
② 必要性の高い学校に対する手話教室の複数回講座の実施		複数回プログラムを実情に応じて見直し、教育委員会及び学校との調整、難聴児の在籍状況の確認				
		教室の実施及び評価・検証				
③ 手話イベントの開催		関係団体と協議の上、内容決定し開催(実施時期について手話言語の国際デーの同時期を考慮)				
④ 既存のイベントを活用した普及啓発活動		市内イベントの選定、実施状況の評価・検証、取組内容の調整				
		市内イベントにおいて手話ブースの出店				
⑤ 市内店舗、医療機関または消防署等での手話教室の実施		事業所等への依頼				
		手話教室の実施・ステッカー、認定証の配布(令和10年時点で20事業所での実施)				
⑥ 手話への学習意欲維持のための機会創設		長期休暇時の児童向け手話教室、希望学校での教職員向け手話教室の開催				
⑦ 宍粟市で手話検定を開催		奉仕員養成講座・サークル等の案内、手話検定の周知				
		検定実施(令和10年時点で受検者数60名以上(3級～5級))				

施策2: 手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する事項

施策の方向性	ろう者が自分たちの言語でコミュニケーションをとり、他者と交流するためのスペースを提供することで、情報交換や個人の自立、社会参加を高める。また、災害時等にコミュニケーションを円滑に行うための手法について先進事例などを研究し、宍粟市に適した支援の方法を模索する。
--------	---

	現状と課題	施策の展開	5年間の目標	具体的な取組
①	災害時の避難所や買い物を行う商店では、手話によるコミュニケーションをとることが容易でないため、ろう者等と意思疎通するための災害用コミュニケーションボード等を作成し、配布をしている。	作成・配布している災害用コミュニケーションボードについて、 周知 ・活用を図る。	①作成した災害用コミュニケーションボード、バンダナを利用した訓練の継続。 ② 買い物時などに必要なコミュニケーションボードの考案	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練での活用及び検証 ・民生委員等へのコミュニケーションボード配布、使用方法の周知 ・買い物などに必要なコミュニケーションツールの考案について、ろうあ協会等と協議
②	ろう者は急病や火事などの緊急時において連絡手段が限られているため(特に外出時)、Net119の周知を進めている。	ろう者の緊急時通報がし易くするため、西はりま消防組合が導入するNet119の利用登録に係る周知、利用登録サポートを実施する。	Net119を利用した緊急時の通報支援が必要な者に対して、利用登録に係る支援を継続する。	<ul style="list-style-type: none"> ・西はりま消防組合との連携・調整 ・ろう者、難聴者への周知 ・利用登録時の支援 ・申請された人へのサポート
③	救急通報が入った際に、円滑に派遣調整が行えるよう各機関との連絡について練習する場を設ける必要がある。	Net119登録会に合わせ、既登録者への操作方法の再説明の場を設けることについて、西はりま消防組合と協議する。	西はりま消防組合と連携して、Net119登録会に合わせた操作練習の場を設け、継続していく。	<ul style="list-style-type: none"> ・実施方法について西はりま消防組合との協議 ・連絡体制表の更新
④	筆談対応などでは、必要な情報が十分に得られない場合があるため、現状、遠隔手話サービスを導入している。	現状のシステムを利用しやすくするための問題点の把握。(事前申請が必要等) 現状のシステム以外で、宍粟市で導入可能な方法について調査。	①遠隔手話サービスの周知。 ②他サービスの調査、研究の結果に基づき、導入について判断する。	<ul style="list-style-type: none"> ・システム導入されている他市町のデータ確認、精査
⑤	市内の聴覚に障がいのある人について、主なコミュニケーション手段について、緊急時等のため、調査が必要である。	市内の聴覚に障がいのある人に対して、手話を使用されているか等コミュニケーションの方法についてアンケート調査を行う。	手話言語の使用人数等の把握。 手話以外でのコミュニケーションについての現状の把握。	<ul style="list-style-type: none"> ・ろうあ協会等と協議し、アンケート内容の作成 ・聴覚障がいのある人へのアンケートの実施(身体障害者手帳所有者を対象とする。)

施策		年度				
		令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年
①	災害時や日常生活時に活用できるコミュニケーションボードの作成、活用	災害時を想定した、コミュニケーションボードやバンダナを用いての訓練継続				
		買い物などに必要なコミュニケーションツール考案、作成				
②	Net119緊急通報システム利用登録に係る周知、申請サポート、既登録者の操作方法の練習	消防と登録会での操作方法の練習について実施・周知等について協議				
		西はりま消防組合による利用登録説明会、説明会での既登録者への操作方法の練習実施				
③	ICT(遠隔手話サービス等)を活用した支援体制の確立	別システムの導入に向けて調整				
		導入済システム(遠隔手話サービス)の周知・運用・説明会・練習会の再実施				
④	聴覚に障がいのある人のコミュニケーション実態把握のためのアンケート	アンケートの実施(令和5年～)、アンケート内容の精査	手話含め必要なコミュニケーション手段の把握した情報の活用検討			アンケートの実施、アンケート内容の精査

施策3: 手話通訳者の配置の拡充及び待遇改善など、手話による意思疎通支援者のための事項

施策の方向性	将来的な登録手話通訳者の不足に対して、レベルに応じた段階的な養成講座を実施していく必要がある。また、手話施策の推進に伴い増加する業務量や職責に応じた雇用形態、人員体制の確保、整備を行っていく。
--------	--

	現状と課題	施策の展開	5年間の目標	具体的な取組
①	宍粟市では今後、年間約500人の派遣活動が必要となってくるが、登録者の高齢化により、今後登録者に不足が生じる恐れがある。	①市外等への派遣については、ひょうご通訳センターの広域派遣を継続する。 ②ろう者の権利保証するため、実働できる手話通訳者を登録する必要がある、今現在、有資格の者のみ新規登録を認めている。	①有資格の登録者を5名以上確保する。 ②登録者の有資格化率100%を目指す。	・レベルアップ講座の継続実施 ・統一試験対策講座の継続実施 ・手話通訳士試験対策講座の継続実施
②	長時間、複数回の派遣活動に伴い、通訳者には頸肩腕障がいの発症が懸念されるため、受診をすすめている。	頸肩腕障がいの発生を未然に防止、早期の発見、治療に繋げる。	けいわん検診受診率100%以上を目指す。(居住地市町経由で受診する者も含む)	・登録者に対するけいわん検診の受診勧奨、検診費用負担の継続
③	通訳支援を行う際には、様々な場面が想定されるため、登録者全体で課題を共有し、困難事例に対する対応について情報共有を図るための連絡会を継続する。	登録意思疎通支援者の連絡会を定期的開催する。	定期的に連絡会を開催する。 通訳技術の向上、困難事例への対応等について研鑽を行うための研修会を実施する。	・連絡会の開催、情報共有 ・現任研修、事例検討会の継続実施
④	手話施策の推進により意思疎通支援者の派遣が増え、設置手話通訳者が行う派遣調整や夜間等の緊急対応など業務負担への対応が必要である。	手話による支援が適切に行える環境を確保するとともに、設置手話通訳者の待遇の改善を図る。	設置手話通訳者の複数配置、また、正規職員化をめざすことで、安定したろう者等への支援体制を確保する。	・正規化に向けた課題の整理と課題解決に向けた協議、調整 ・設置手話通訳者の複数設置のための人材確保

施策	年度				
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年
① 登録手話通訳者の確保	奉仕員養成講座修了者へレベルアップ講座の勧奨、レベルアップ講座・統一試験対策講座の継続 登録手話通訳者の確保(令和10年時点で5名以上)				
② 登録手話通訳者の有資格化	有資格率90%			有資格率100%	
③ 手話通訳士試験対策講座の実施	登録者全体のスキルアップ 講座を継続して実施				
④ けいわん検診受診率の向上	受診率向上に向けた受診勧奨の継続(個別通知、居住地市町経由の受診も推奨) 受診率60% → 受診率80% → 受診率100%				
⑤ 連絡会、現任研修の実施	意思疎通支援者の技術向上、開催方法・研修内容等の事務局検証の上継続実施				